

## 処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算について

(算定状況)

### ・処遇改善加算

処遇改善加算については全事業所（通所介護、訪問介護、認知症型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護）において、処遇改善加算Ⅰを算定している。

### ・介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 訪問介護

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 通所介護、認知症型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護

となる。上記の二つの加算項目に関しては、法人で一括して取り組むこととする。

(環境等における改善について)

### ・資質の向上

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

→認知症実践者研修においては、1年以上勤務した職員に対しては、全職員資格取得を行うこととし、計画的に取得を進めていく。管理者にて、考慮を行い積極的に資格の取得を進めていく。また、勤務年数に応じて、生涯研修などを通じて勤続年数に応じた研修を受け、自身のマネジメントを行う機会を計画的に全職員対象として行っていく。

### ・労働環境、処遇の改善

ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

→現在法人内においては、一部事業所において介護ソフトの導入により、記録の電子化により利用者情報の備蓄を実施している、また同事業所においては、タブレット端末を用いて入力作業の効率化による事務負担の軽減を一定量計る事が実施できている。法人内の他の事業所でも、今後積極的に取り組むことにより業務の効率化、事務負担の軽減を実行していく。

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入  
→旧式であった特殊浴槽装置の入れ替えに伴って職員の腰痛対策、負担の軽減を行った。

子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備  
→育児短時間勤務の取得や、子供の看護の為に休暇、介護休暇の取得を行っている。

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

→定期的な職員会議の実施により利用者の情報の共有と改善を行うとともに、日々の口頭での申し送りと共に、データを用いて情報の共有を行う事で一定のサービス実施につなげている。

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

→事故、苦情などのトラブルの対応について、マニュアルを策定しており、マニュアル内にて責任の所在、対応について、明記し対応にあたっている。

健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

→定期的な健康診断のほかに、不定期ながらも健康に対して関心を深める行事の計画、定期的に健康への標語等を作成し、事業所内に掲示し意識を高める活動の実施を行っている。職員の休憩スペースも設定し業務の休憩時にしっかりと休憩がとれる環境の設定を行っている。

・その他

介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

→毎年定期的に情報の公表制度に入力し公開を行っているとともに、自社ホームページの活用により事業の様子が見える化を行っています。

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）

→26年度から令和元年度までにおいて、中途採用者 46名の雇用を行っており正規職員での雇用の実施を行うとともに、希望者が出た際には短時間勤務もできるような制度の確立を行っています。また、定年後の再雇用に対しても対応を充実しています。

障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

→障がいをもつ職員の雇用を行っているとともに障がいの状態に合わせた職場環境、職務内容を配慮しています。

地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

→認知症研修など自施設で行う研修に地域のかた、民生委員等への告知を行い、地域の方と共に知識を深める機会をもっています。

非正規職員から正規職員への転換

→非正規職員から正規職員への積極的に雇用の転換を行っています。(正規職員が職員全体の65%)また、31年度より雇用契約時の時間労働から月給での雇用を促進しています。

職員の増員による業務負担の軽減

→継続的に雇用の機会を作り、職員の負担の軽減に努めています。26年度より63名の雇用を実施。

令和2年4月1日 社会福祉法人花の村